

学校いじめ防止基本方針

阪南市立上荘小学校

令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心身ともにたくましく生きる子どもを育成する」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主担、各学年主任、担任、支援学級担任、養護教諭、
人権教育主担

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、別添のとおり計画を立て、実施する。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、年4回検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

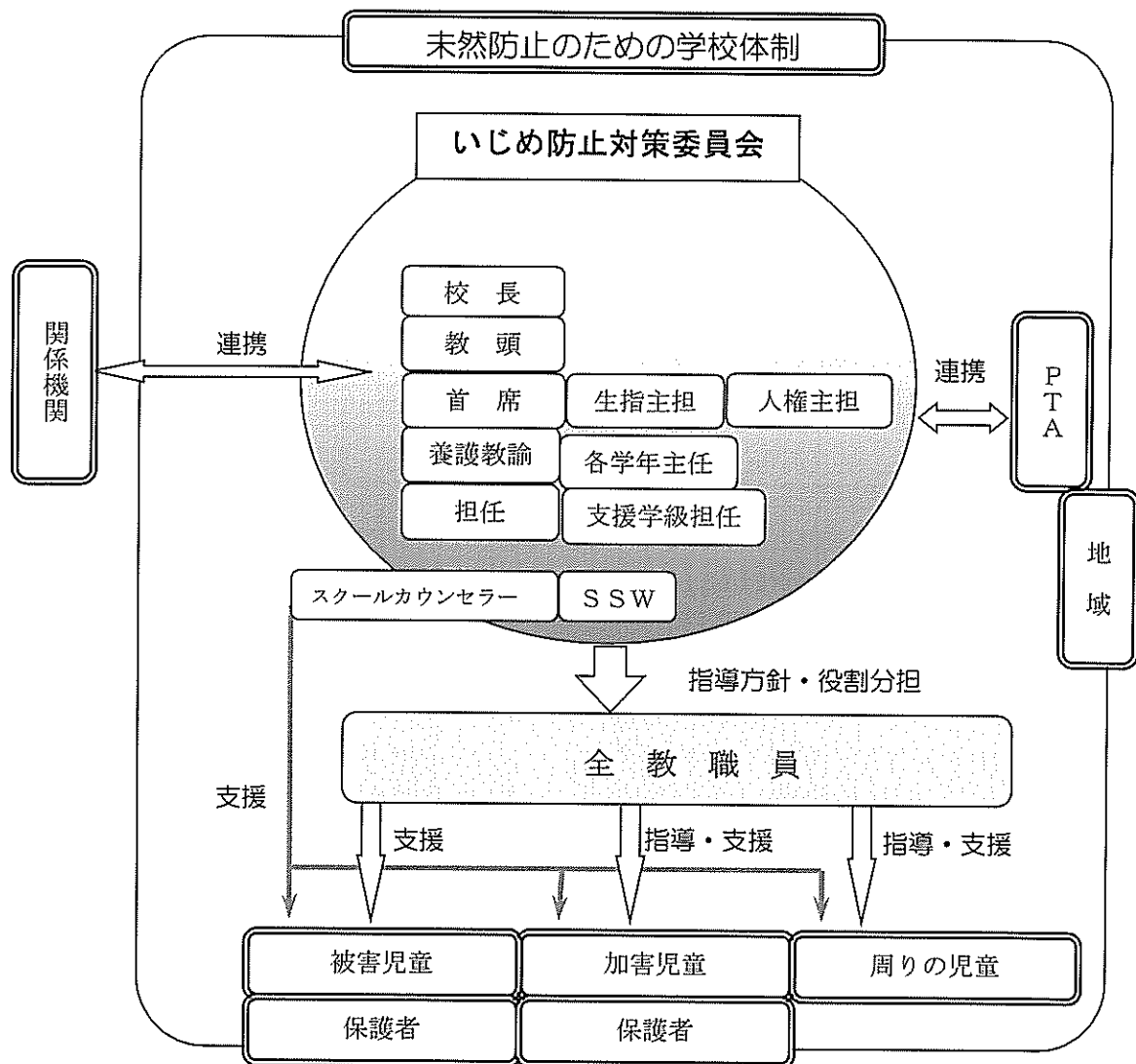
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、お互いが信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめにおいては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

本校は、人権尊重の教育を基盤として、一人ひとりが輝けることを目標として、教育

活動を展開している。そのため、相手の立場にたって思いやり、協力し合える子、決まりを守り、安全な行動がとれる子、進んで活動できる子を育てなければならない。また、日々の学校生活の改善から未然防止が始まるという認識をもち、わかる授業を進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する必要がある。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び児童に対して、以下の①～⑦のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教職員が児童に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開していく。また、規律を守らせ、居場所づくりを進めていく。その上で、学級・学校の絆づくりを進め、一人ひとりが自己有用感を持てるようにしなければならない。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童たちを大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての児童が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、児童に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、児童への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事において、児童が役割、活躍できる場をつくることが大切である。そのために、一人ひとりの様子をしっかりと観察して把握する必要がある。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業をはじめ、学校生活の中で自分がその場においてどのような行動を取るべきか、いじめに発展しないためにはどのようにすべきか等を考えさせていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。児童とともに過ごす機会を積極的に設けることが大切である。また、出席をとるときに一人ひとりの顔を見て声を聞くことで、一日の始まりに様子を把握することも大切である。養護教諭と連携をはかり、保健室の様子も聞いておく。

教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することで、児童への理解を共有することも大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回実施する。

定期的な教育相談としては、6月、11月、2月に教師と児童が1対1で話をする教育相談期間がある。日常の観察として学級内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、児童間の些細な出来事であっても、情報を教職員間で共有していくことも大切である。

(2) 保護者と連携して児童を見守るために、日頃から児童の良いところや気になるところ等の学校の様子を、家庭訪問や電話連絡、連絡帳を通して保護者と連絡を取り合う。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団、学校全体として共有することも大切である。

(4) 学級懇談会等で、「担任をはじめ学校に気軽に相談してください。」と繰り返し話することで、相談体制を広く周知する。

定期的なアンケートや月1回の生徒指導部会での話し合いにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「6つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けて

いる児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態の対処

(1) 重大事態の意味

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 調査の主体と組織

市教育委員会は学校からの報告を受け、調査の主体などの判断をする。学校が主体となって調査を行う場合は、学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査をおこなう。

(4) 調査結果の報告及び提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

(5) 調査の結果を踏まえた措置等

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

6つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

6つのレベル	
レベル0	チャイム着席、服装の乱れ、廊下の移動 等
レベルⅠ	ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用 等
レベルⅡ	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な授業妨害、軽微な器物損壊、授業をさぼって校内でたむろ
レベルⅢ	暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物損壊、バイクの無免許運転等
レベルⅣ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等
レベルⅤ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等

